共生・共助担当	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項（成果連動型民間委託契約による事業（以下「成果連動型事業」という。）等の推進に関するものに限る。） 二・三　［略］ 2　［略］ 3　経済に関する基本的かつ重要な政策のうち次に掲げる事項の関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 一　成果連動型事業等に関する事項 二　就職氷河期世代等支援に関する事項 4・5　［略］ 6　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち次に掲げる事項の企画及び立案並びに推進に関すること。 一　成果連動型事業等の推進に関する事項 二　公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に関する事項 7～13　［略］ 14　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。 15　特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備等法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び整備等法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。	

共生・共助担当	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［号の細分を加える。］ 一・二　［同上］ 2　［同上］ ［号を加える。］ 3・4　［同上］ 5　国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 6～12　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。